

おるご〜る

No.
184

男女共同参画

わこうプラン推進委員だより

閩人権文化課 ☎424-9088

「女性に対する暴力をなくす運動」について

わこうプラン推進委員
三好 光秀

毎年11月12日～25日の2週間は国や自治体が「女性に対する暴力をなくす運動」に取り組む期間です。女性への暴力はDV、性犯罪・性暴力、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど様々な形をとります。暴力は性別を問わず許されるものではありませんが、特に女性への暴力は、女性の人権への軽視や、経済的、社会的地位の男女格差などを背景にした構造的な問題として生じており、男女平等の社会を築く上でも社会的な取組みが急務です。

このことは国際社会でも同様に認識され、国連は11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」としました。女性への暴力は洋の東西を問わず世界各地で起きています。平和や女子教育の必要性を説いてノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさんも、対立する勢力から銃撃を受け、瀕死の重傷を負いました。男女平等や

女性の人権を主張したときに反発する声が上がるのは世の常のようです。

一方、DVの被害に悩むという男性も増加しており、神奈川県では男性専用の窓口を設置しました。身体的暴力や経済的暴力を受けた男性の被害相談がある一方、加害行為の自覚がなく「被害者」だとして相談してくるケース、また「暴力を止められない」加害者の悩みを相談してくるケースがあり、窓口では、加害、被害の両方に対応するとのことでした。

女性への暴力のなかでもとりわけDVは「どっちもどっち」の話しに流されがちですが、男女が置かれている社会・経済的な構造の問題という視点を忘れないようにしたいものです。暴力被害・加害で悩んでいる人、県や市のDV相談窓口に相談してください。もちろんいずれの性別でも受け付けています。

「男女共同参画苦情等処理窓口をご利用ください!」

「市の男女共同参画推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策への苦情」や「セクハラや男女共同参画を阻害する人権侵害の相談」をお受けします。

閩人権文化課 ☎424-9088